

負担付きの寄附の受納について

負担付きの寄附について、別記のとおり受納するので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 9 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

伊丹市長 中 田 慎 也

記

1 寄附の目的

次に掲げる事業を実施する費用に充てるため。

- (1) 助成金を増額した新生児聴覚検査費助成事業
- (2) 産婦健康診査費助成事業

2 寄附を受ける財産

金 10,000,000円

3 寄附者

住 所 伊丹市北伊丹5丁目3番地

名 称 松谷化学工業株式会社

代表者 代表取締役会長 松谷 晴世

4 寄附の条件

本市は、第1項各号のいずれかの事業を実施しないときは、寄附者に寄附を受けた財産を返還するものとする。